

平成16年第4回北海道議会定例会提案補正予算の主なもの

【台風18号関連】

(単位千円)

事業名	予算額	事業内容																
漁港施設災害復旧事業費補助金 【新規】	3,900	台風により被害を受けた漁港施設（漁協管理の施設）の災害復旧に対して補助する。 ・利尻町（杵形漁協） 防波堤、護岸																
農業共同利用施設 災害復旧事業費補助金	33,618 現計予算額 12,584	台風により被害を受けた共同利用施設の災害復旧に対して補助する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物倉庫など32箇所</td> <td>33,618</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	所要額	農産物倉庫など32箇所	33,618												
区 分	所要額																	
農産物倉庫など32箇所	33,618																	
道単独投資事業費	642,000 現計予算額 18,892,883	国庫補助対象外の道路、河川・砂防・海岸、漁港施設の維持管理、復旧等を行うための経費。 ○公共関連単独事業費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持</td> <td>倒木の撤去、防雪柵補修等</td> <td>204,200</td> </tr> <tr> <td>河川維持</td> <td>河畔林倒木処理</td> <td>173,700</td> </tr> <tr> <td>砂防・海岸</td> <td>消波工ブロック飛散</td> <td>101,100</td> </tr> <tr> <td>漁港施設</td> <td>漁港施設用地の舗装破損等</td> <td>163,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	所要額	道路維持	倒木の撤去、防雪柵補修等	204,200	河川維持	河畔林倒木処理	173,700	砂防・海岸	消波工ブロック飛散	101,100	漁港施設	漁港施設用地の舗装破損等	163,000	
区 分	内 容	所要額																
道路維持	倒木の撤去、防雪柵補修等	204,200																
河川維持	河畔林倒木処理	173,700																
砂防・海岸	消波工ブロック飛散	101,100																
漁港施設	漁港施設用地の舗装破損等	163,000																
災害金融対策費 (農業金融対策推進費)	170 現計予算額 19,508	天災融資法の発動により、被害農業者に融通した天災資金について、融資機関に対し利子補給及び損失補償を行う市町村に補助する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>債務負担行為</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利子補給費補助金 170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・償還期間</td> <td>損失額10%~30%未満 4~6年 損失額30%以上 6~7年 特別被害農業者 7年</td> </tr> <tr> <td>・利子補給率</td> <td>2.25% (基準金利3.05%)</td> </tr> <tr> <td>・負担割合</td> <td>国50/100 道25/100 市町村25/100 (特別被害農業者) 国65/100 道17.5/100 市町村17.5/100</td> </tr> <tr> <td>2 損失補償費補助金 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・負担割合</td> <td>国50/100 道30/100 市町村20/100</td> </tr> <tr> <td>・限度額</td> <td>融資総額の50%</td> </tr> </tbody> </table>	債務負担行為	所要額	1 利子補給費補助金 170		・償還期間	損失額10%~30%未満 4~6年 損失額30%以上 6~7年 特別被害農業者 7年	・利子補給率	2.25% (基準金利3.05%)	・負担割合	国50/100 道25/100 市町村25/100 (特別被害農業者) 国65/100 道17.5/100 市町村17.5/100	2 損失補償費補助金 0		・負担割合	国50/100 道30/100 市町村20/100	・限度額	融資総額の50%
債務負担行為	所要額																	
1 利子補給費補助金 170																		
・償還期間	損失額10%~30%未満 4~6年 損失額30%以上 6~7年 特別被害農業者 7年																	
・利子補給率	2.25% (基準金利3.05%)																	
・負担割合	国50/100 道25/100 市町村25/100 (特別被害農業者) 国65/100 道17.5/100 市町村17.5/100																	
2 損失補償費補助金 0																		
・負担割合	国50/100 道30/100 市町村20/100																	
・限度額	融資総額の50%																	
暴風農業災害融資事業 利子補給費補助金 【新規】	0 現計予算額 3,181	被災農業者の経営の再建や減少した収入の補てんのため、農林漁業金融公庫が貸し付ける農業経営維持安定資金（災害等資金）について、利子助成を行う市町村に補助する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>債務負担行為</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 対象者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 特別被害農業者</td> <td>損失額50%以上で樹体又は営農施設被害者又はそば農家</td> </tr> <tr> <td>(2) 新規就農者</td> <td>損失額30%以上で樹体又は営農施設被害者</td> </tr> <tr> <td>2 利子補給率</td> <td>0.8%~1.8% (末端金利：無利子)</td> </tr> <tr> <td>3 利子補給期間</td> <td>3年間 (H17~19年度)</td> </tr> <tr> <td>4 負担割合</td> <td>道60/100 市町村40/100</td> </tr> </tbody> </table>	債務負担行為	所要額	1 対象者		(1) 特別被害農業者	損失額50%以上で樹体又は営農施設被害者又はそば農家	(2) 新規就農者	損失額30%以上で樹体又は営農施設被害者	2 利子補給率	0.8%~1.8% (末端金利：無利子)	3 利子補給期間	3年間 (H17~19年度)	4 負担割合	道60/100 市町村40/100		
債務負担行為	所要額																	
1 対象者																		
(1) 特別被害農業者	損失額50%以上で樹体又は営農施設被害者又はそば農家																	
(2) 新規就農者	損失額30%以上で樹体又は営農施設被害者																	
2 利子補給率	0.8%~1.8% (末端金利：無利子)																	
3 利子補給期間	3年間 (H17~19年度)																	
4 負担割合	道60/100 市町村40/100																	

(単位千円)

事業名	予算額	事業内容		
道立都市公園管理費	58,210	台風により被害を受けた道立公園の補修等を行う。		
	現計予算額 937,191	区分	内容	所要額
		真駒内公園	倒木伐採・運搬等	50,948
		野幌総合運動公園	倒木伐採・運搬	5,513
	子どもの国	倒木伐採・運搬等	1,749	
漁港海岸維持補修費	36,000	台風により被害を受けた漁港海岸施設（離岸堤・護岸等）の補修等を行う。		
	現計予算額 37,000			
災害調査費	60,750	国庫補助申請に係る災害査定を受けるために必要な現地測量調査等を行う。		
	現計予算額 14,000	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 被災状況調査、査定調査 ・調査対象 被災市町村 		
計	834,648			

【通常分】

(単位千円)

事業名	予算額	事業内容																																												
老人保健医療給付事業費負担金 (老人医療費)	3,140,651 現計予算額 34,828,046	老人保健法第50条に基づき、市町村が支弁する医療費等に対して負担する。 〔制度概要〕 対象者：医療保険加入者のうち、75歳以上の者（平成14年9月末現在で70歳以上の者を含む）及び市町村長の認定を受けた65歳以上75歳未満の寝たきり老人等 負担基準額：市町村が支弁した医療費等に要する経費 負担割合：国：152/600（10月から168/600） 道：38/600（10月から42/600） 市町村：38/600（10月から42/600） 保険者：372/600（10月から348/600）																																												
産業廃棄物処理特別対策事業費	80,796 現計予算額 38,151	不法投棄された有害廃棄物である硫酸ピッチにより、周辺地域の生活環境に重大な支障が発生する恐れがあることから、速やかな撤去・処理を行う。 1 投棄場所：静内町 2 所要経費 80,796 ・一時撤去 14,652 ・行政代執行（廃棄物処理法第19条の8） 66,144																																												
道単独投資事業費（ゼロ道債） 【新規】	2,517,000 〔債務負担行為〕 4,283,000	端境期における公共工事発注の平準化及び中小企業の受注拡大を図る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総額</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別対策事業費</td> <td>4,962,000</td> <td>1,811,000</td> <td>3,151,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(債務負担行為 3,151,000)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔道路〕</td> <td>3,100,000</td> <td>1,139,000</td> <td>1,961,000</td> </tr> <tr> <td>〔河川〕</td> <td>966,000</td> <td>345,000</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>〔自然災害〕</td> <td>896,000</td> <td>327,000</td> <td>569,000</td> </tr> <tr> <td>2 公共関連単独事業費</td> <td>1,838,000</td> <td>706,000</td> <td>1,132,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(債務負担行為 1,132,000)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔交通安全施設〕</td> <td>1,616,000</td> <td>623,000</td> <td>993,000</td> </tr> <tr> <td>〔漁港〕</td> <td>222,000</td> <td>83,000</td> <td>139,000</td> </tr> <tr> <td>3 合計</td> <td>6,800,000</td> <td>2,517,000</td> <td>4,283,000</td> </tr> </tbody> </table>		総額	16年度	17年度	1 特別対策事業費	4,962,000	1,811,000	3,151,000		(債務負担行為 3,151,000)			〔道路〕	3,100,000	1,139,000	1,961,000	〔河川〕	966,000	345,000	621,000	〔自然災害〕	896,000	327,000	569,000	2 公共関連単独事業費	1,838,000	706,000	1,132,000		(債務負担行為 1,132,000)			〔交通安全施設〕	1,616,000	623,000	993,000	〔漁港〕	222,000	83,000	139,000	3 合計	6,800,000	2,517,000	4,283,000
	総額	16年度	17年度																																											
1 特別対策事業費	4,962,000	1,811,000	3,151,000																																											
	(債務負担行為 3,151,000)																																													
〔道路〕	3,100,000	1,139,000	1,961,000																																											
〔河川〕	966,000	345,000	621,000																																											
〔自然災害〕	896,000	327,000	569,000																																											
2 公共関連単独事業費	1,838,000	706,000	1,132,000																																											
	(債務負担行為 1,132,000)																																													
〔交通安全施設〕	1,616,000	623,000	993,000																																											
〔漁港〕	222,000	83,000	139,000																																											
3 合計	6,800,000	2,517,000	4,283,000																																											
道立学校施設整備費	△750,887 現計予算額 13,046,450	建設工事費等の入札減等に伴う減額 1 産業教育施設整備費 △77,964 2 高等学校施設整備費 △672,923																																												

【給与改定等経費】

		△4,267,100
	〔 給与改定等分	△ 918,695
	その他の増減分	△3,348,405
一般会計		△4,017,200
特別会計		△ 249,900

給与改定の主な内容

1 給料月額

給料表の改定を見送り

2 諸手当

(1) 期末・勤勉手当の改定を見送り

(2) 寒冷地手当

① 民間事業所における支給実態に合わせて、支給額を約4割引き下げ

② 支給方法を一括支給（現行10月1日）から月額制（11月～翌年3月の5ヶ月間）に変更

※ただし、本年度に限り、10月から12月分を12月給与で支給し、翌年の1月と2月は各月に支給

③ 支給地域は、当面現行の地域区分

④ 離島等に所在する部局に在勤する職員に対する加算措置、事実上扶養する同居の2親等以内の親族を扶養親族に含める取扱いを廃止

⑤ 改定に伴う所要の経過措置の実施

平成16年から5年以内の経過措置を講じ、新手当額へ段階的に引き下げ

3 実施時期

平成16年10月1日